

鹿児島市行政評価
平成29年度 外部評価報告書

平成29年10月

鹿児島市行政改革推進委員会

目 次

1	はじめに	1
2	鹿児島市行政改革推進委員会	2
	(1) 開催状況	2
	(2) 委員名簿（50音順）	3
3	平成29年度の外部評価の方法	4
	(1) 評価の対象	4
	(2) 評価対象事業の選定	4～5
	(3) 評価の進め方	6
	(4) 評価区分	6
	(5) 意見集約	6
4	外部評価の結果	7
	個別評価シート	8～19
5	外部評価結果の総評等	20
	(1) 外部評価結果の総評	20～21
	(2) 評価結果の活用	21
	(3) 評価結果のフォローアップ	21
	【参考資料】	
	・鹿児島市行政改革推進委員会設置要綱	22

1 はじめに

鹿児島市では、総合計画の効率的かつ計画的な推進に資するとともに、市民の視点に立った成果重視型の行財政運営の実現を図るため、行政評価を行ってきた。また、評価に当たっては、客観性及び透明性を高めるため、平成18年度からは内部評価に加えて外部評価を行っているところである。

この度、29年度から、第五次鹿児島市総合計画後期基本計画がスタートすることに合わせて、同計画に掲げる全24基本施策を2か年に振り分けて事務事業評価を実施することとし、今年度は、評価対象となる81事業のうち12事業を外部評価の対象として選定し、事業実施課へのヒアリングを行うなど、精力的に評価作業に取り組んだところである。

この外部評価報告書が、鹿児島市の施策や事務事業の成果向上、行財政運営の効率性、透明性の向上に寄与することを願い、報告するものである。

2 鹿児島市行政改革推進委員会

(1) 開催状況

評価にあたっては、全4回の会議を行った。その内容等は次のとおりである。

会 議	開 催 期 日	会 議 内 容
第1回	平成29年 6月26日 (月)	(1) 行政評価の概要について (2) 外部評価の進め方について (3) 29年度の行政評価対象事業について
第2回	A 班 平成29年 7月26日 (水)	(1) 評価対象事業の確認について (2) 事業実施課へのヒアリング等について
	B 班 平成29年 7月21日 (金)	
第3回	A 班 平成29年 8月17日 (木)	(1) 評価についての協議
	B 班 平成29年 8月10日 (木)	
第4回	平成29年 8月31日 (木)	(1) 報告書のまとめ

※ 第2回・第3回は2班に分かれて開催

(2) 委員名簿（50音順）

役 職	氏 名	所 属 等
会 長	石 塚 孔 信	鹿 児 島 大 学 法 文 学 部 教 授
副 会 長	志 賀 玲 子	志 學 館 大 学 法 学 部 准 教 授
委 員	川 邊 佳 乃	t a u w o r k s 代 表
委 員	玉 川 浩 一 郎	セ イ カ 食 品 (株) 代 表 取 締 役 社 長
委 員	年 永 隆 一	鹿 児 島 市 医 師 会 理 事
委 員	中 村 航 洋	(株) 日 本 政 策 投 資 銀 行 南 九 州 支 店 長
委 員	東 川 美 和	特 定 非 営 利 活 動 法 人 ま ち づ ぐ り 地 域 フ ォ ー ラ ム か ご し ま 探 検 の 会 事 務 局 長
委 員	福 岡 志 津 子	公 募 委 員
委 員	前 田 修 一	公 募 委 員
委 員	森 田 周 一	日 本 労 働 組 合 総 連 合 会 会 長 鹿 児 島 県 連 合 会 会 長

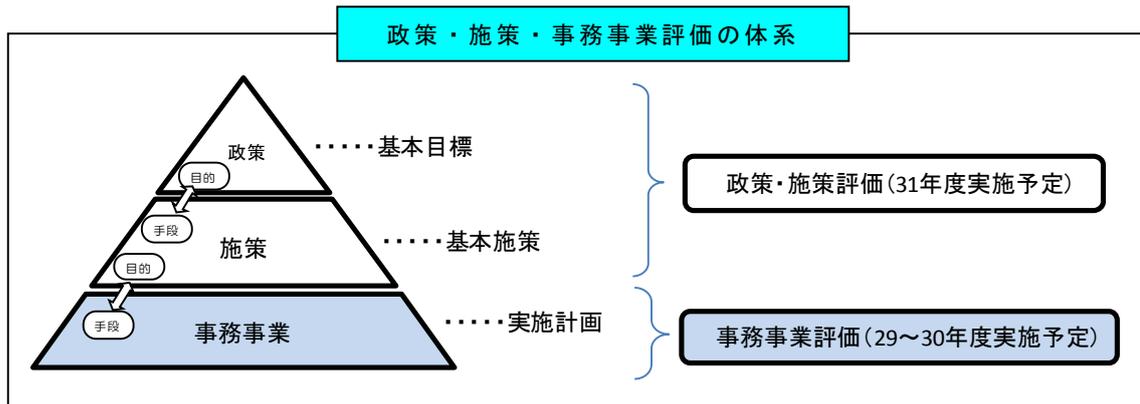
3 平成29年度の外部評価の方法

(1) 評価の対象

第五次鹿児島市総合計画後期基本計画に基づく第3期実施計画（平成28年度～30年度）に掲載されている事務事業を対象に評価を行った。

【参考：行政評価のスケジュール（実施年度）】

平成29年度及び30年度に事務事業評価を行い、31年度に政策・施策評価を行う予定である。



(2) 評価対象事業の選定

平成29年度の推進委員会の評価対象とする事務事業については、29年度行政評価の対象である10基本施策の81事業について市から概要説明を受けた後、各委員から評価の対象としたい事業を選出してもらい、これをもとに当委員会として12事業を選定した。

【参考：事務事業評価の実施方針】

1 事務事業評価の対象事業

- (1) 第五次鹿児島市総合計画後期基本計画の単位施策ごとに第3期実施計画に掲載された事務事業から重要性・優先性の高い事業（2事業程度）
- (2) (1)の事業のほかに、各局又は行政評価部会において評価対象とする事業
- (3) 以下の事業は対象外とする。
 - ① 新規・拡充事業
 - ② 本市に裁量の余地がない事業
 - ③ 予算を伴わない事業
 - ④ 教育委員会の事業（独自に「教育委員会活動の点検・評価」を実施しているため）

2 平成29年度の評価対象分野

第五次鹿児島市総合計画後期基本計画に掲げる基本施策を29年度と30年度の2か年に振り分けて実施する。29年度に対象とする基本施策は次のとおり。

〈事務事業評価 評価計画（29～30年度）〉

基本 目標	基本 施策		29年度	30年度
1	市民と行政が拓く 協働と連携のまち			
	1	地域社会を支える協働・連携の推進	○	
	2	自主的・自立的な行財政運営の推進	○	
2	水と緑が輝く 人と地球にやさしいまち			
	1	低炭素社会の構築		○
	2	循環型社会の構築	○	
	3	うるおい空間の創出		○
	4	生活環境の向上	○	
3	人が行き交う 魅力とにぎわいあふれるまち			
	1	地域特性を生かした観光・交流の推進		○
	2	中心市街地の活性化		○
	3	地域産業の振興	○	
	4	農林水産業の振興		○
4	健やかに暮らせる 安全で安心なまち			
	1	少子化対策・子育て支援の推進	○	
	2	高齢化対策の推進		○
	3	きめ細かな福祉の充実		○
	4	健康・医療の充実	○	
	5	生活の安全性の向上	○	
	6	総合的な危機管理・防災力の充実		○
5	学ぶよろこびが広がる 誇りあるまち			
	1	学校教育の充実		○
	2	生涯学習の充実		○
	3	市民文化の創造		○
	4	スポーツ・レクリエーションの振興		○
	5	人権尊重社会の形成		○
6	市民生活を支える 機能性の高い快適なまち			
	1	機能性の高い都市空間の形成		○
	2	快適生活の基盤づくり	○	
	3	市民活動を支える交通環境の充実	○	

(3) 評価の進め方

各事業の事業実施課に当委員会へ出席いただき、評価資料をもとにヒアリングを行い、必要性、有効性、効率性、公平性といった視点から事業をチェックし、評価を行った。

評価の視点	内 容
必要性	事業の必要性は高まっているか、市以外に実施主体はないか
有効性	指標の達成度や成果向上への見直し等は妥当か
効率性	事業手法、事業の統合、コスト削減の工夫は妥当か
公平性	受益者負担は適切か

(4) 評価区分

評価区分は、内部評価と同様に次のとおりとした。

評価区分	内 容
A 継続	継続して事業を実施（改善点等は事業を実施するにあたって留意すべき点等を付記している。）
B 見直し	事業の実施方法等を見直すべき
C 統合	事業を統合すべき
D 縮小	事業規模を縮小すべき
E 休止	制度は必要だが、事業を休止すべき
F 廃止	制度自体を廃止すべき
G 終了	事業の終期に合わせて、終了すべき

(5) 意見集約

ヒアリング実施後、評価資料及びヒアリングの結果を踏まえ、各委員が個別に評価し、その後、委員間の意見集約を図り、当委員会としての意見を取りまとめた。

集約できなかった意見で、特に市へ伝えるべきと判断したものについては、欄外に【参考意見】として付記した。

4 外部評価の結果

No.	事務事業名	評価
1	町内会設立・加入きっかけづくり支援事業	B 見直し
2	広報紙「市民のひろば」の発行	A 継続
3	人材育成事業	A 継続
4	連携中枢都市圏推進事業	A 継続
5	美しいまちづくり推進事業	B 見直し
6	クリエイティブ産業創出支援事業	B 見直し
7	中小企業U I Jターン人材確保支援事業	A 継続
8	市立保育所運営事業	A 継続
9	地域子育て支援センター事業	D 縮小
10	すこやか子育て交流館管理運営事業	A 継続
11	安心安全地域リーダー育成事業	A 継続
12	東白浜～黒神口間バス運行負担金	B 見直し

12事業のうち、Aの継続は7事業、Bの見直しは4事業、Dの縮小は1事業であり、見直し等の割合は42%となっている。各事務事業の詳しい評価結果は次ページ以降のとおりである。

No.	事務事業名	事業実施課
1	町内会設立・加入きっかけづくり支援事業	市民局 地域振興課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成22年度(町内会設立支援事業は平成26年度)</p> <p>【概要】 町内会活動の活性化や地域の連携強化を図るため、町内会が実施する加入促進活動や、町内会のない地域における設立に向けた活動に対し必要な経費を助成する。</p> <p>【対象者】 ①町内会 ②設立準備会</p> <p>【具体的な活動内容】 ①町内会加入きっかけづくり支援事業:町内会が行う加入促進活動を支援するため、戸別訪問する際のチラシ・粗品、のぼり旗、横断幕などの作成経費に対し助成 ②町内会設立支援事業:町内会のない地域における設立に向けた活動に要する経費に対し助成</p>	
評価内容	<p>地域コミュニティの形成のために、町内会は重要な活動主体であり、加入促進は必要な事業であるが、加入率が向上していないことから、問題点を検証し、町内会が行う加入促進活動が効果的となるよう支援策を見直すべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>制度が活用されない問題点を検証するとともに、加入促進につながった町内会における戸別訪問やチラシ作成等の具体的な方法をわかりやすく情報提供するなど、実践に役立つ支援策を検討すべきである。</p>	<p>B 見直し</p>

No.	事務事業名	事業実施課
2	広報紙「市民のひろば」の発行	総務局 広報課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和24年度</p> <p>【概要】 市民に市政に対する関心と理解を深めていただくため、市の施策や催しの紹介など、市民生活に関わりの深い各種情報を提供する広報紙を毎月発行し、市内全世帯に配布する。</p> <p>【対象者】 市民</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回の広報紙の発行(288,200部/月) ・点字広報紙・声の広報の発行(点字版220部/月、CD・テープ版230本/月) ・市民参加による紙面作成(公募市民、学生等) ・広報紙周知ポスターの制作・掲出(150部/月) 	
評価内容	<p>最も身近な市政の情報紙である「市民のひろば」は市民との重要なコミュニケーション手段であるため、必要である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>アンケート調査による市民意見の把握・分析を行い、若者をはじめ幅広い世代に読まれるよう、調査方法も含めさらに工夫すべきである。</p> <p>市民感覚、市民目線を絶えず意識しながら、ホームページやスマートフォンアプリで市民のひろばを閲覧する際の使い勝手の向上に常に取り組むべきである。</p>	

【参考意見】

民間の媒体との差別化を常に意識すべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
3	人材育成事業	総務局 人事課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成25年度</p> <p>【概要】 人材育成を図るため、職員のやる気を引き出し、人を育てる人事評価を実施する。</p> <p>【対象者】 全職員</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員への人事評価の実施 ・人事評価研修の実施 	
評価内容	<p>職員の業務遂行能力を高め、仕事に対するモチベーションを醸成するなど、人材育成を図るために必要な事業である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>被評価者の意欲向上につながるアンケートの実施、研修の充実など、常に人材育成の効果が上がるよう工夫すべきである。</p> <p>評価結果の昇給など処遇への反映についても検討すべきである。</p>	<p>A 継続</p>

No.	事務事業名	事業実施課
4	連携中枢都市圏推進事業	企画財政局 政策推進課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成28年度</p> <p>【概要】 住民が安心して快適な暮らしを営むことができる活力ある連携中枢都市圏を形成するため、相互の資源及び機能を活用し、連携を図る。</p> <p>【対象者】 4市(鹿児島市・日置市・いちき串木野市・始良市)の市民、事業者</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かごしま連携中枢都市圏ビジョン(28年度策定)の進行管理 ・連携事業の実施(かごしま連携中枢都市圏ビジョン懇談会の開催、広域的な都市基盤の整備、図書館の広域利用など) 	
評価内容	<p>近隣都市と連携して、地域の活力の維持、地方創生を図るために必要な事業である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>連携事業の推進にあたっては、市民への広報周知に努めるとともに、近隣都市と十分に協議・連携の上、効果的な施策を実施すべきである。</p>	<p>A 継続</p>

【参考意見】

今後は、連携事業における財源などの負担のあり方や事業効果について、近隣都市と評価・検証を進めるべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
5	美しいまちづくり推進事業	環境局 環境衛生課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成16年度</p> <p>【概要】 生活環境の向上を図るため、市民・事業者及び行政が一体となり、毎年度、まち美化活動等に係る計画を定め、巡回指導やまち美化推進団体等の認定などを行う。</p> <p>【対象者】 市民、事業者</p> <p>【具体的な活動内容】 ・美しいまちづくりの実施計画の策定・協働実施 ①巡回指導、広報啓発等 ②まち美化推進団体・まち美化地域指導員の認定・支援 ③路上禁煙地区の整備等</p>	
評価内容	<p>生活環境の向上を図り、美しいまちづくりを推進するために必要な事業であるが、まち美化推進団体等の認定数が伸び悩んでいることから、認定団体等のさらなる増に向け、未認定団体へ個別に働きかけるなど、見直しを行うべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>認定団体等を増やすため、地域清掃活動を行っている未認定団体への個別の働きかけを行うとともに、認定されるメリットなど動機付けの仕組みを検討すべきである。</p>	<p>B 見直し</p>

No.	事務事業名	事業実施課
6	クリエイティブ産業創出支援事業	産業局 産業創出課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成25年度</p> <p>【概要】 デザイン業をはじめとするクリエイティブ産業の振興を図るため、「かごしまデザインアワード」の開催や人材育成セミナーを実施する。</p> <p>【対象者】 事業者、デザイナー等</p> <p>【具体的な活動内容】 ・「かごしまデザインアワード」の開催 ・クリエイティブ分野に関わる人材育成セミナーの実施</p>	
評価内容	<p>クリエイティブ産業の振興を図るために必要な事業であるが、さらなる成果向上に向け、スピーディな商品化やその後の販路拡大につながる支援を行うなど、事業内容を見直すべきである。</p>	<p>【評価】</p> <p>B 見直し</p>
改善点等	<p>スピーディな商品化やその後の販路拡大については、他事業とのさらなる連携を図るなど、効果的な支援を行うべきである。</p> <p>地元クリエイターの応募を増やすため、デザインアワードにおける審査会の一般公開や受賞者のPRを積極的に行うなど、さらなる工夫に努めるべきである。</p>	

【参考意見】

本市のクリエイティブ産業の振興や人材育成・発掘に実効性があるか費用対効果の検証が必要である。

本来は民間主導で行う事業であり、終期の設定についても予め検討すべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
7	中小企業UIJターン人材確保支援事業	産業局 雇用推進課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成28年度</p> <p>【概要】 市内中小企業のUIJターンによる人材の確保を支援するため、県外で開催される合同企業説明会等に参加する事業所に対し、その経費の一部を助成する。</p> <p>【対象者】 市内に主たる事業所を有する中小企業者等</p> <p>【具体的な活用内容】 ・補助金の支出</p>	
評価内容	<p>人口減少傾向にある中、市内中小企業のUIJターンによる人材の確保を支援するために必要な事業である。</p>	<p>【評価】</p> <p>A 継続</p>
改善点等	<p>開始されたばかりの事業であり、今後、その効果を検証し、事業手法等の見直しも含め検討すべきである。</p>	

【参考意見】

県等主催の合同企業説明会については、参加企業への事前レクチャーがないことから、企業PRのノウハウなどのレクチャーを必要に応じてすべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
8	市立保育所運営事業	健康福祉局 保育幼稚園課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和22年度</p> <p>【概要】 保育を必要とする乳幼児の健康と安全を図るため、乳幼児の保育を行う11カ所の市立保育所の運営を行う。</p> <p>【対象者】 市立保育所の入所の乳幼児</p> <p>【具体的な活動内容】 ・市立保育所の運営 (城南、真砂、春日、三和、原良、東桜島、中山、東谷山、本名、宮之浦、花尾の11園)</p>	
評価内容	<p>保育を必要とする乳幼児の健康と安全を図るために必要な事業である。</p>	<p>【評価】</p> <p>A 継続</p>
改善点等	<p>待機児童の解消や保育士の人材確保に取り組むとともに、発達障害など障害を持つ乳幼児への対応など、さらなる保育内容の充実に努めるべきである。</p>	

【参考意見】

民間保育所と同様に休日保育や一時預かりへの対応を検討すべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
9	地域子育て支援センター事業	健康福祉局 こども政策課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成6年度</p> <p>【概要】 子育て家庭の抱える育児不安を解消し、子どもの育成を支援するため、地域子育て支援センターを各地域の保育所に委託し、交流活動や育児相談、地域への情報発信、子育てサークル等の団体との連携などを実施する。</p> <p>【対象者】 小学校就学前の子どもを持つ子育て家庭</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進や講習等の実施 ・子育て等に関する相談及び援助の実施 ・地域の子育て関連情報の提供 ・地域に出向いて行う地域支援活動の実施 	
評価内容	<p>地域子育て支援センターは育児不安を解消し、子どもの育成を支援するために必要であるが、すこやか子育て交流館・親子つどいの広場の整備に伴い、配置の重複や利用者数の減少が見られることから、効率的かつ合理的な配置とすべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>すこやか子育て交流館・親子つどいのひろばの配置状況を踏まえ、それらの施設と重複している地域については、地域子育て支援センターを廃止すべきである。</p> <p>なお、地域子育て支援センターが配置されていない地域については、利用者ニーズを把握し、必要な地域にその配置を検討すること。</p>	

【参考意見】

若い子育て世代の利用促進に向け、さらなる情報発信に努めるべきである。

開所日が週6～7日型のセンターについては、利用状況等を踏まえ、週5日型への移行を検討すべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
10	すこやか子育て交流館管理運営事業	健康福祉局 こども政策課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成22年度</p> <p>【概要】 子育て支援のさらなる充実を図るため、子育て家庭や団体等の活動をさまざまな角度からサポートする総合的な子育て支援の拠点施設として「すこやか子育て交流館(りぼんかん)」の円滑な管理運営を行う。</p> <p>【対象者】 小学三年生までの者及びその家族、妊娠中の者及びその者に同伴する者、子育て支援に係る活動を行う者、相談等を希望する者など</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種講座やイベント ・子育て相談 ・一時預かり ・地域の子育て支援施設や団体とのネットワークづくりの推進 ・施設の管理運営 	
評価内容	<p>子育て家庭が気軽につどい・交流し、子育ての不安感や負担感を軽減するため、必要な事業である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>市民ニーズを把握し、市民が気軽に利用しやすくなるよう講座内容や相談機能の充実をさらに検討すべきである。</p>	<p>A 継続</p>

No.	事務事業名	事業実施課
11	安心安全地域リーダー育成事業	市民局 安心安全課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成18年度</p> <p>【概要】 地域の防犯、防災活動等のリーダーを育成するため、「安心安全アカデミー」を開催して、その中で防犯、事故防止及び防災の専門的な講座を実施し、修了者を安心安全推進員に委嘱する。</p> <p>【対象者】 市民</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心安全アカデミーの開催 <ul style="list-style-type: none"> 基礎コース(防犯・事故防止基礎コース、防災基礎コース) マスターコース(防犯・事故防止マスターコース、防災マスターコース) ・安心安全推進員の委嘱 	
評価内容	<p>地域の防犯、防災活動等のリーダーとして活躍する人材を育成するために必要な事業である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>制度やコース受講の必要性などをさらに広報周知するとともに、町内会活動など関連事業とも連携を図りながら、リーダーのいない地域や若者の受講者増に努めるべきである。</p>	<p>A 継続</p>

No.	事務事業名	事業実施課
12	東白浜～黒神口間バス運行負担金	企画財政局 交通政策課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和61年度</p> <p>【概要】 桜島地域の高免・黒神地区等の住民の交通手段の確保を図るため、市交通局が運行する東白浜～黒神口間代替バスに対し負担金を支出する。</p> <p>【対象者】 地域住民</p> <p>【具体的な活動内容】 ・市交通局へ運行負担金の支出</p>	
評価内容	<p>地域住民の公共交通手段を確保するために必要な事業であるが、利用者数が減少し、利用者1人当たりの運行コストが増加していることから、住民の利便性とコストのバランスを考慮しながら、運行計画を見直すべきである。</p>	<p>【評価】</p> <p>B 見直し</p>
改善点等	<p>住民へのアンケートや対話などによるニーズの把握を行い、利用の少ない時間帯の減便など、運行計画の見直しを検討すべきである。</p>	

【参考意見】

生活路線であるが、観光資源を有する路線でもあることから、観光客の利用を促す情報発信も大切である。

5 外部評価結果の総評等

(1) 外部評価結果の総評

平成29年度の外部評価は、12事業を対象に評価を行ったが、その中でも、共通する特に重要な意見・内容について、次の5項目にまとめた。

これらの点については、外部評価の対象とした事業だけでなく、それ以外の市が行っている全事業においても見直しを検討し、改善に努めるべきである。

① 事業環境等の変化に応じた見直し

今回評価した事業には、子育て支援施設を配置する地域の重複や生活路線バスにおける利用者の減少など、事業の開始当初は必要性が高かったにもかかわらず、時間の経過とともに、事業環境や市民ニーズが変化したことに伴い、その事業効果が薄れてきたものや手段の改善などを要するものが見受けられた。

事業を実施することが目的ではなく、限られた財源の中で、効率的かつ効果的なサービスを提供することが目的であることを再認識し、事業環境等の変化に即して、時機を失することなく不断の見直しを検討し、必要によっては、廃止など抜本的な見直しを進めるべきである。

② 市民ニーズの的確な把握

時機を失することなく、事業の見直しを進めるためには、市民ニーズの的確な把握が必要不可欠であり、その手段として最も活用されるのがアンケート調査である。ただし、画一的なアンケート調査では、その実態を正しく把握することができず、目指すべき方向性から乖離するおそれがある。

そのため、アンケート調査の実施に当たっては、サービスを利用していない方も含め、幅広い意見が得られるよう、調査の方法や対象、内容などについて、さらに工夫すべきである。

③ 効果的な情報提供

町内会への支援制度など事業としては必要であるが、市民の認知度が低いため、十分には活用されていないものが見受けられた。

市民への情報提供に当たっては、その情報を必要とする対象を意識しながら、市のウェブサイトやSNSなどを含めた様々な広報媒体を積極的に活用するとともに、わかりやすい情報を容易に入手できるよう市民目線に立った広報周知策の工夫をすべきである。

④ 事業間の連携の推進

クリエイティブ産業創出支援や安心安全地域リーダー育成に関する事業については、それぞれ事業単体で実施するよりも、関連のある事業と連携を図ることで、より効果的な支援や受講者の増などにつながるが見込まれる。

他の事業においても、相乗効果を生み出し、より高い事業効果に結びつくと考えられる連携事業がないか、所管する部局が異なるものも含め改めて精査し、可能なものについては積極的に連携を図るべきである。

⑤ 事業効果の検証の実施

鹿児島市では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生を図るため、今回の評価対象となった連携中枢都市圏推進や中小企業UIターン人材確保支援に関する事業などに取り組んでいる。

これらの事業については、28年度から事業開始したものもあるが、事業の進捗に合わせて、その効果を検証し、より効果があがるものとなるよう手法等について柔軟に見直しを図っていただきたい。

(2) 評価結果の活用

外部評価の結果においては、できるだけ多くの改善点等を示すとともに、集約できなかった意見で、特に市へ伝えるべきと判断したものについては、欄外に【参考意見】として付記している。

これらの指摘を踏まえ、積極的に事業の見直しの検討を行い、次年度以降の予算編成に活用していただきたい。

(3) 評価結果のフォローアップ

事業実施課においては、本報告書の評価内容の趣旨を踏まえ、成果向上に向けた改善に積極的に取り組んでいただくとともに、当委員会としても、評価結果や委員会の意見等を踏まえた事業の見直しの状況について把握する責務があることから、市から進捗状況の報告を受け確認を行っていきたい。

【参考資料】

鹿児島市行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 鹿児島市の行政改革の推進に資するため、鹿児島市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱案の策定に関すること。
- (2) 行政改革の推進について助言等を行うこと。
- (3) 行政評価の実施に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体等を代表する者
- (3) 公募に応じた者

3 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、委員会を代表し、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、副会長及び委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(評価部会)

第6条 第2条第3号に関する事項を実施するため、委員会に2つの評価部会を置くことができる。

2 評価部会に係る事項については、会長が定める。

(検討委員会)

第7条 委員会の所掌事項に関する具体的な事項について検討させるため、委員会に検討委員会を設けることができる。

2 検討委員会の組織、その他必要な事項については、市長が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務局総務部行政管理課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(中 略)

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

